

「全国子ども会安全共済会」契約申込、加入申込のながれ（平成25年度版）

1、共済契約者は市区町村子ども会連合組織の代表者とする。

(注)・市区町村子ども会連合組織が無い場合は、単位子ども会が共済契約者になる事ができます。ただし、例外としての対応であり、市区町村子ども会連合会が共済契約者となるよう解消に向けご尽力をお願いします。

・県子連等の事務局職員は、県子連等を共済契約者として加入できます。

2、加入手続き・・・4月1日加入の場合

(1) 共済契約申込書(様式 2-1)

共済契約者は、3月末日までに所定の共済契約申込書(様式 2-1)にて都道府県・指定都市子連に申し込む。(契約申込日は3月31日以前の日付になります)

都道府県・指定都市子連

共済契約者につき、次の事項を一覧にて4月20日までに全子連に報告してください。

(Web 上で入力、エクセル等のデータ送信、一覧を紙で FAX 送信等)

- ①市区町村子連名
 - ②代表者名
 - ③3月31日現在の加入予定数。(加入予定数については、5月末に報告いただく人数との差異が少ないようにしてください。)
 - ④〒住所、連絡先
 - ⑤共済証書の交付希望の有無
- ・共済契約申込書(様式 2-1)は4月末までに全子連にスキャナで送信してください。ただし、未設置の県・市子連は原本を送付ください。

(2) 加入申込書(様式 2-1-1)、加入者名簿(様式 2-2-1・2-2-2)、年間行事計画書(様式 2-3)

共済契約者は、次の書類を4月1日～5月31日の間に県・市子連に提出してください。

- ①全国子ども会安全共済会申込書(様式 2-1-1)
- ②加入者名簿(様式 2-2-1・2-2-2)
- ③年間行事計画書(様式 2-3)

都道府県・指定都市子連

・上記の書類を取りまとめのうえ6月20日までに全子連にスキャナで送信、または CD 等の媒体で送付してください。なお、前記対応ができない県・市子連は写を郵送。

(3) 共済掛金等の振込

共済契約者は、会費+共済掛金等(一人当たり70円)を5月31日までに都道府県・指定都市子連に着金するように振り込んでください。

都道府県・指定都市子連

・共済掛金領収書を発行する。

・**6月20日**までに振り込み取扱票(共済様式1)にて 60円(一人当たり)×人数分を全子連に振り込むと同時に加入人数がわかる振込取扱票または一覧表を全子連に提出してください。

(以下、振込時は同様の手続き)

3、契約者の途中加入手続き・・・4月2日～5月31日に加入する場合

次の加入手続き(1)が完了した日の翌日 0時から当該年度の3月31日24時までが共済期間になります。

(1) 共済契約申込書(様式 2-1)

共済契約者は、所定の共済契約申込書(様式 2-1)にて都道府県・指定都市子連に申し込む。(契約申込日は4月1日～5月30日の日付になります)

・共済契約申込書(様式 2-1)は**申し込みのつど**全子連にスキャナで送信してください。ただし、未設置の県・市子連は原本を送付ください。

(2) 加入申込書(様式 2-1-1)、加入者名簿(様式 2-2-1・2-2-2)、年間行事計画書(様式 2-3)

共済契約者は、次の書類を**5月31日まで**に県・市子連に提出してください。

- ①全国子ども会安全共済会申込書(様式 2-1-1)
- ②加入者名簿(様式 2-2-1・2-2-2)
- ③年間行事計画書(様式 2-3)

都道府県・指定都市子連

・上記の書類を取りまとめのうえ**6月20日**までに全子連にスキャナで送信、または CD 等の媒体で送付してください。なお、前記対応ができない県・市子連は写を郵送。

(3) 共済掛金等の振込

共済契約者は、会費+共済掛金等(一人当たり70円)を**5月31日**までに都道府県・指定都市子連に着金するように振り込んでください。

都道府県・指定都市子連

・共済掛金領収書を発行する。

・**6月20日**までに振り込み取扱票(共済様式1)にて 60円(一人当たり)×人数分を全子連に振り込むと同時に加入人数がわかる振込取扱票または一覧表を全子連に提出してください。

(以下、振込時は同様の手続き)

4、契約者の途中加入手続き・・・6月1日～9月30日に加入する場合

次の加入手続き(1)、(2)が完了した日の翌日 0時から当該年度の3月31日24時までが共済期間になります。

(1) 共済契約者は、共済契約申込書(様式 2-1)及び次の書類を都道府県・指定都市子連に提

出してください。

- ①全国子ども会安全共済会申込書(様式 2-1-1)
- ②加入者名簿(様式 2-2-1・2-2-2)
- ③年間行事計画書(様式 2-3)

都道府県・指定都市子連

・上記の書類を取りまとめ全子連にスキャナで送信、または CD 等の媒体で送付してください。
なお、前記対応ができない県・市子連は写を郵送。

- (2) **共済契約者**は、会費+共済掛金等(一人当たり70円)を都道府県・指定都市子連に振り込んでください。

都道府県・指定都市子連

・共済掛金領収書を発行する。
・振り込み取扱票(共済様式1)にて 60円(一人当たり)×人数分を **10月末**までに全子連に振り込むと同時に加入人数がわかる振込取扱票または一覧表を全子連に提出してください。
(以下、振込時は同様の手続き)

5、期間途中加入手続き・・・10月以降に加入する場合

- (1) **共済契約者**の手続きは、10月以前の加入手続きと同様ですが、共済掛金等が 60円になります。

都道府県・指定都市子連

・加入申込様式等については、上記 4 と同様の処理をお願いします。10月以降の加入であることを確認し、50円(一人当たり)×人数分を12月末、3月末に全子連に振込んでください。
・年度末には被共済者の加入人数を確定し、年間の送金額と加入人数の照合をお願いします。